

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	
			登録者数が登録定員を超える場合	依頼者の員数が基準に満たない場合	身体拘束禁止未実施減算	高齢者虐待防止未実施減算	業務継続計画未策定減算	過少サービスに対する減算	特別地域小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 ( 10,458 単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	+15/100	+10/100	+5/100	
		要介護2 ( 15,370 単位)										
		要介護3 ( 22,359 単位)										
		要介護4 ( 24,677 単位)										
		要介護5 ( 27,209 単位)										
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 ( 9,423 単位)										
		要介護2 ( 13,849 単位)										
		要介護3 ( 20,144 単位)										
		要介護4 ( 22,233 単位)										
		要介護5 ( 24,516 単位)										
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1 ( 572 単位)											
	要介護2 ( 640 単位)											
	要介護3 ( 709 単位)											
	要介護4 ( 777 単位)											
	要介護5 ( 843 単位)											
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)									
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算 ( )	(1月につき 920単位を加算)										
	(2) 認知症加算 ( )	(1月につき 890単位を加算)										
	(3) 認知症加算 ( )	(1月につき 750単位を加算)										
	(4) 認知症加算 ( )	(1月につき 460単位を加算)										
ホ 認知症行動・心症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)			(1日につき 200単位を加算(1日限を限度))									
ヘ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 800単位を加算)									
観護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 観護職員配置加算 ( )	(1月につき 900単位を加算)										
	(2) 観護職員配置加算 ( )	(1月につき 700単位を加算)										
	(3) 観護職員配置加算 ( )	(1月につき 480単位を加算)										
チ 看取の連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 64単位を加算)									
リ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 1,000単位を加算)									
ス 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント体制強化加算 ( )	(1月につき 1,200単位を加算)										
	(2) 総合マネジメント体制強化加算 ( )	(1月につき 800単位を加算)										
ル 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 ( )	(1月につき +100単位)										
	(2) 生活機能向上連携加算 ( )	(1月につき +200単位)										
サ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を加算(1月に1回を限度))									
ワ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)									
カ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算 ( )	(1月につき 100単位を加算)										
	(2) 生産性向上推進体制加算 ( )	(1月につき 10単位を加算)										
コ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算 ( ) (1月につき 750単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算 ( ) (1月につき 640単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算 ( ) (1月につき 320単位を加算)										
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算 ( ) (1日につき 25単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算 ( ) (1日につき 21単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算 ( ) (1日につき 12単位を加算)										
サ 介護職員処遇改善加算	イ(1)介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算(1)	(1月につき +所定単位数×143/1,000)									
		介護職員処遇改善加算(2)	(1月につき +所定単位数×143/1,000)									
		介護職員処遇改善加算(3)	(1月につき +所定単位数×121/1,000)									
		介護職員処遇改善加算(4)	(1月につき +所定単位数×143/1,000)									
		介護職員処遇改善加算(5)	(1月につき +所定単位数×143/1,000)									
		介護職員処遇改善加算(6)	(1月につき +所定単位数×121/1,000)									
		介護職員処遇改善加算(7)	(1月につき +所定単位数×143/1,000)									
		介護職員処遇改善加算(8)	(1月につき +所定単位数×143/1,000)									
		介護職員処遇改善加算(9)	(1月につき +所定単位数×143/1,000)									
		介護職員処遇改善加算(10)	(1月につき +所定単位数×121/1,000)									
		介護職員処遇改善加算(11)	(1月につき +所定単位数×143/1,000)									
		介護職員処遇改善加算(12)	(1月につき +所定単位数×143/1,000)									
		介護職員処遇改善加算(13)	(1月につき +所定単位数×143/1,000)									
		介護職員処遇改善加算(14)	(1月につき +所定単位数×121/1,000)									
		介護職員処遇改善加算(15)	(1月につき +所定単位数×143/1,000)									

特別地域小規模多機能型居宅介護加算、中山間地域等に居住する小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、訪問体制強化加算、総合マネジメント体制強化加算、サービス提供体制強化加算、  
 及び介護職員処遇改善加算は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入  
 イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入  
 身体拘束禁止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。  
 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。  
 介護職員処遇改善加算については、令和7年3月31日まで算定可能。